

令和 7 年度委託訓練事業に係るデジタル分野
における職業訓練コースの設定促進について

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和 8 年度末までに政府全体で 230 万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされています。

このため、公共職業訓練（委託訓練）を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乘せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行うこととします。

1 目的

ソフトウェア開発や WEB プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEB デザイン等（以下、「デジタル分野」という。）に係る技能等を付与する訓練のうち、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定する「DX 推進スキル標準」に対応した訓練やデジタル分野の資格取得率及び就職率が一定以上の割合の訓練については、国実施要領第 1 章で定める委託費の他、デジタル訓練促進費を支給します。

また、訓練カリキュラムに職場実習を組み込む場合は、デジタル職場実習推進費（※₁）を支給することによって、デジタル分野の訓練コースの設定を促進し、デジタル分野における人材の質的・量的な確保を図ることを目的とするものです（令和 8 年度末までの時限措置）。

※ 1 デジタル職場実習推進費については、令和 7 年度委託訓練計画において実施はしませんが、今後のニーズ調査等により検討します。

2 訓練内容等について

（1）DX 推進スキル標準対応コース

国実施要領第 1 章第 7（1）に定める知識等習得コース、同章第 7（9）に定める日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）又は同章第 7（11）に定める e ラーニングコースとして、令和 9 年 3 月 31 日までに開講するものであって、「DX 推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジ

ネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコースとします（1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない）。

（2）デジタル資格コース

知識等習得コース、日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）又はeラーニングコース（※2）として実施することとし、令和9年3月31日までに開講するものであって、次のいずれかの資格の取得を目指すコースとしますが、双方の資格の取得を目指すコースとしても差し支えないものとします。ただし、この場合の以下3で定めるデジタル訓練促進費は、訓練の仕上がり像等を踏まえ、いずれかの資格に基づくもののみを対象とします。

ア IT関係の資格

ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとします。）の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集案内等に明記するものとします。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とします。

イ WEBデザイン関係の資格

別添資料に該当する資格の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集案内等に明記するものとします。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とします。

※2 令和7年度委託訓練計画において、デジタル分野に係る日本版デュアルシステム訓練（委託訓練活用型）は実施しませんが、eラーニングコースについては9月訓練開始で実施予定です。

（3）デジタル職場実習実施コース

ア 職場実習の設定

知識等習得コースとして、令和9年3月31日までに開講するものであって、デジタル分野の訓練に関する職場実習を組み込むこととします。

なお、オンラインでの職場実習の実施は認められません。

イ 職場実習の期間及び設定時間

期間は2週間以上1か月未満とします。設定時間は週5日、1日5時間を標準としますが、職場実習の効果等を勘案してコースごとに弾力的に設定しても差し支えありません。ただし、組み込んだ職場実習の時間を含めても、訓練期間が3か月未満の訓練コースには、デジタル職場実習推進費は支給しません。

ウ 職場実習先に関する事項

職場実習を行う実習先は、訓練実施機関とは別の企業を原則としますが、訓練実施機関が、職業訓練以外にデジタル分野の事業を実施している場合は、訓練実

施機関と実習先が同一企業となっても差し支えありません。

また、実習先の企業は、次に定めるところにより、訓練生を取り扱うこととします。

- ① 訓練に関係のない業務に従事させないこと。
- ② 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いとすること。
- ③ 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと（ただし、当該職種において、夜間の就業が通常である等特に必要である場合を除く。）。
- ④ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、訓練生への金銭の授受は行わないこと。

3 デジタル訓練促進費の支給に関する事項

上記2（1）及び（2）の要件に該当する訓練コースの委託費は、知識等習得コースとして実施する場合には、国実施要領第1章第12（3）で定める委託費（訓練実施経費、就職支援経費）に、デジタル訓練促進費を加えて算出し、日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）として実施する場合には国実施要領第10章第4で定める委託費（訓練実施経費、訓練導入講習費、評価手数料）に、デジタル訓練促進費を加えて算出し、eラーニングコースとして実施する場合には、国実施要領第12章第4で定める委託費（訓練実施経費）に、デジタル訓練促進費を加えて算出します。

なお、上記2（1）及び（2）の要件を併用したコースの設定も可能ですが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用したコースの場合は、2（2）の要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限って、2（1）の要件によるデジタル訓練促進費を支給します。

また、以下4で定めるデジタル職場実習推進費は上記2（1）及び（2）のいずれの要件によるデジタル訓練促進費とも併給を可能とします（ただし、日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）及びeラーニングコースとして実施する場合を除く）。

なお、当該コースとして委託する場合には、県の会計規則等に従い、DX推進スキル標準対応コース、デジタル資格コースとしての契約を締結するものとし、ただし、DX推進スキル標準対応コース、デジタル資格コースとして契約を締結していない場合で訓練終了後に当該コースの要件に該当しても支給対象にはならないものとし、当該コースへの契約変更も認めません。

（1）デジタル訓練促進費の算定

DX推進スキル標準対応コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練生1人1月当たり5,000円（外税）とします。

なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。また、知識等習得コースのうち母子家庭の母等の職業的自立促進コース及び育児等との両立に配慮した再就職支援コースを、単独又は両コースを併せたものとして実施する場合は、1月当たりの訓練設定時間が80時間未満のものとし、eラーニングコースとして実施する場合は1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとし、）にあつては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分します。その他、支払いについては国実施要領第1章第11「委託費の支払い」を準用することによって得た額とします。

【DX推進スキル標準対応の確認書類について】

委託先機関に応募する際、「スキル項目・学習項目チェックシート」（県様式10）の提出が必要であるとともに、学習項目に対応する訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料等の書類の提出が必要です。

（2）デジタル資格コースに係るデジタル訓練促進費

デジタル資格コースとして実施する場合は、国実施要領別紙25-5「委託訓練契約書（参考：デジタル訓練促進費対象（デジタル資格）コース（知識等）」、国実施要領別紙25-6「委託訓練契約書（参考：デジタル訓練促進費対象（デジタル資格）コース（日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）」）または国実施要領別紙25-7「委託訓練契約書（参考：デジタル訓練促進費対象（デジタル資格）コース（eラーニング）」）を参考に、県の会計規則等に従い、契約を締結するものとします。

ア デジタル訓練促進費の算定

デジタル資格コースを実施する場合のデジタル訓練促進費の単価は、訓練生1人1月当たり10,000円（外税）とします。

なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除きます。また、知識等習得コースのうち母子家庭の母等の職業的自立促進コース等として実施する場合は、1月当たりの訓練設定時間が80時間未満のものとし、eラーニングコースとして実施する場合は1月当たりの訓練設定時間が54時間未満のものとし、）にあつては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分します。その他、支払いについては第1章第11「委託費の支払い」を準用することによって得た額とします。

イ デジタル訓練促進費の支払い対象

デジタル訓練促進費は、下記①及び②に定める要件を満たす訓練コースを対象とし、アで定める単価に基づき、下記（3）により計算される額を支給します。

① 資格取得率

上記2（2）アに定める資格取得を目指す訓練コースは、対象となる資格取得率が35%以上の訓練コース、上記2（2）イに定める資格取得を目指す訓練コースは、対象となる資格取得率が50%以上の訓練コースとし、資格取得率の算定方法は、以下のとおりとします。

<資格取得率>

$$\text{新規資格取得者} \div (\text{訓練修了者} + \text{就職のために中退した新規資格取得者}) \times 100$$

「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とし、ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数えます。

また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しませんが、雇用期間が1か月未満の雇用契約による就職者は除きます。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとします。

イ デジタル訓練促進費就職率

国実施要領第1章第12（5）ハに定める就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促進費就職率」が70%以上の訓練コースとします。

ウ 資格取得率の確認方法

委託先機関から、訓練終了後、「資格取得状況報告書」IT関係の資格は国実施要領別紙24-1、WEBデザイン関係の資格は24-2、又は準じた任意様式）を提出いただきます。提出に当たっては、訓練修了者から資格取得を証明する書類の写しを入手し添付いただきます。委託者への報告は、訓練終了日の翌日から起算して100日以内を報告期限とします。

委託者は、同報告書等により資格取得率が本章第2（2）イについては35%以上、第2（2）ロについては50%以上となっているか確認します。

(3) デジタル訓練促進費の支払額

デジタル訓練促進費は、以下によって計算される額を支給します。

<デジタル訓練促進費の支払額>

$$\text{受講者数} \times \text{デジタル訓練促進費} \times \text{対象月数}$$

「対象月数」については、訓練の全期間とします。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととします。

また、早期終了日がある場合は、委託費の額は、国実施要領第1章第11(4)を準用することによって得た額とします。

(4) デジタル訓練促進費の支給及び支給時期

県は、資格取得率が、上記2(2)アについては35%以上又は上記2(2)イについては50%以上となっているか及びデジタル訓練促進費就職率が70%以上となっているか確認を行った上で、デジタル訓練促進費を支払うこととします。

なお、訓練期間が3か月を超える場合、国実施要領第1章第11(3)により3か月毎に訓練実施経費を支払うことは可能ですが、デジタル訓練促進費は資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率の確定後に支払うこととします。

4 デジタル職場実習推進費の支給に関する事項

上記2(3)の要件に該当する訓練コースの委託費は、国実施要領第1章第10(1)イに定める委託費(訓練実施経費)又は第12(3)で定める委託費(就職支援経費)に、デジタル職場実習推進費を加えて算出することとします。

なお、上記3で定めるデジタル訓練促進費との併給も可能とします。

(1) デジタル職場実習推進費の算定

ア デジタル職場実習推進費の単価

デジタル職場実習推進費は、以下の算定方法で算出する「職場実習出席率」が80%以上である場合に支払うこととし、単価は訓練生1人当たり20,000円(外税)とします。その他、支払いについては国実施要領第1章第11「委託費の支払い」(1)、(7)及び(8)を準用することによって得た額とすることとします。

<職場実習出席率>

$$\text{職場実習出席率} = \frac{(b + c)}{(a + c - d)} \times 100$$

a : 修了者

b : 修了者のうち上記2(2)に定める職場実習に80%以上出席した者

c : 中途退校者のうち上記2(2)に定める職場実習に80%以上出席した者

d : 修了者のうち、職場実習の実施日における出席率が80%未満である者であって、やむを得ない理由(委託料支払いの算定基準において例外となる欠席(県が認めるものに限る。))による欠席日を算定対象から除いて算出した場合に、当該率が80%以上となる者

イ デジタル職場実習推進費の支払額

デジタル職場実習推進費は、以下によって計算される額を支給します。

<デジタル職場実習推進費の支払額>

$$\text{入校者数} \times \text{デジタル職場実習推進費}$$

(2) デジタル職場実習の確認方法

ア 委託先機関の公募時の確認

委託先機関の公募を行う際、県が指定する「デジタル職場実習実施計画書」を提出し、県は、この時点で上記２（３）に定める要件を満たす見込みがあることを確認します。

確認の結果、該当する訓練コースとして委託する場合には、県の会計規則等に従い、デジタル訓練促進費及びデジタル職場実習推進費対象コースとしての契約を締結するものとします。

イ 訓練終了後の確認

委託先機関は、職場実習を実施した場合は、県が指定する「デジタル職場実習実施報告書 受入先事業所確認票」を作成し、受入先事業所の確認を受けてください。また、訓練終了後、県が指定する「デジタル職場実習実施報告書」を提出してください。提出に当たっては、内容について訓練生の確認を受けたことがわかる書類（「デジタル職場実習実施報告書 受講者確認票」及び「デジタル職場実習実施報告書 受入先事業所確認票」）を添付してください。県は、職場実習出席率が80%以上となっているか確認を行った上で、デジタル職場実習推進費を支払うこととします。

なお、訓練期間が3か月を超える場合、国実施要領第1章第11（3）により3か月毎に訓練実施経費を支払うことは可能ですが、デジタル職場実習推進費は職場実習出席率の確定後に支払うこととします。

5 デジタル職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い

デジタル職場実習を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を義務付けるものとします。

6 その他

国実施要領が改正された場合は、取扱いに変更が生じることがあります。